

## 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」

(令和元年 6 月 21 日 閣議決定)

## ＜関係箇所抜粋＞

## 第 3 章 経済再生と財政健全化の好循環

## 2. 経済・財政一体改革の推進等

## (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

## ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進

## (i) データの積極的活用に向けた公的統計の整備と EBPM の推進

政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。

個別統計の分析審査及び PDCA サイクルを機能させるための点検・検証体制の早急な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化、地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。また、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の 2 割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。公的統計を所管する各府省庁及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。

**統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。**

また、EBPM を推進し、人材の確保・育成と必要なデータ収集並びにロジックモデルの活用等を通じて、予算の質の向上と効果検証に取り組む。